

様式第 12（第 2 条第 1 項関係）（平 25 総省令 87・全改、平 28 総省令 23・平 30 総省令 38・令元総省令 18・令元総省令 19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告													
契約数													
年 月 日現在													
サービスの種類 <u>三・九一四世代移動通信アクセスサービス（再掲）</u>													
事業者名 _____													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">契約数</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;">提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">参考事項</td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		契約数			提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの					参考事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>		
契約数													
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの												
参考事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>												

- 注 1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 4 三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスを一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。
- 5 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に、セルラー L P W A を使用する携帯電話及びセルラー L P W A 以外を使用する携帯電話ごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に、その契約数を記載すること。
- 6 注 5 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。